

① 発進でスリップするとき

タイヤがスリップし発進できないときは、砂袋、マット、木の枝などを駆動輪の前にさし入れてすべり止めにしましょう。

② 駐車時の措置（四輪車）

気温が著しく低いときに屋外に駐車すると、ブレーキの一部が凍りつく場合があるので、ハンドブレーキをかけないで、ギアをローまたはバックに入れ（オートマチック車はPに入れる）、必要があれば輪止めをします。

また、雪が降っているときは、ワイパーを上げたり、鍵穴にグリースを注入しておくと凍結防止になります。

③ 暴風雪時の措置

気象庁から大雪や暴風雪などによる災害のおそれがあると注意報や警報が出ている日に車を運転することは大変危険です。やむを得ず、車を運転しなければならない場合には以下のことに注意しましょう。

- ラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターなどに問い合わせたりして、道路や交通の状況を確認する。
- 万が一に備えて、除雪用のスコップや防寒着、毛布などを携行する。

また、降雪により車両の通行が不可能となり、車外へ出ることが極めて危険な場合には、排気ガス（一酸化炭素）による中毒を防止するために以下のことに気をつけましょう。

- 車内の換気や車のマフラー部分が埋まらないよう除雪を行う。
- 車のマフラー部分が雪で埋まったらエンジンを切る。

(5) 二輪車の留意事項

㊦ 雪道や凍りついた道は大変すべりやすく危険です。二輪車の運転はなるべく控えるようにしましょう。

㊧ やむを得ず二輪車を運転するときは、ハンドルやブレーキ操作の際には、横すべりを起こすことが多いので、とくに慎重にしましょう。

㊨ できるだけ前の車の通ったわたちを選んで走るようにしましょう。



理解度 CHECK

ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

- 霧のときは前方の状況が見えにくいので、なるべく前車に接近して走行した方がよい。
- ぬかるみなどで車輪が空回りするときは、エンジンの回転を上げ、一気に出るようにする。
- 雪道での走行では、前車が通行したところは大変すべりやすくなっているの、なるべく避けるようにする。

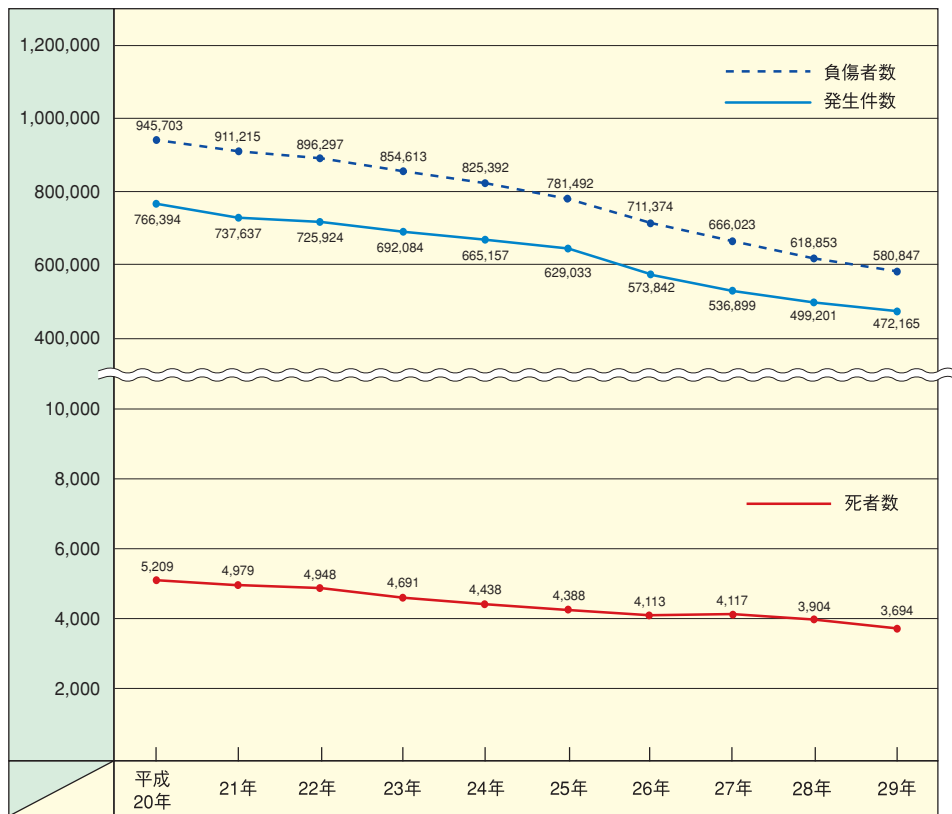
▶▶▶ 解答はこの本の最終ページにあります。

特徴的な事故実態

車は便利で快適な乗り物ですが、その反面、使いかたを誤ると悲惨な交通事故を起こす恐ろしい凶器にもなります。交通事故は大きな社会問題であり、毎年多くの方が交通事故で死傷しています。

平成29年中の死者数は、3,694人（前年比-210人）で、過去最悪であった昭和45年（16,765人）の3割以下となりました。

また、交通事故発生件数（472,165件）、負傷者数（580,847人）は、過去最悪であった平成16年から引き続き減少しており、17年以来13年連続の減少となりました。

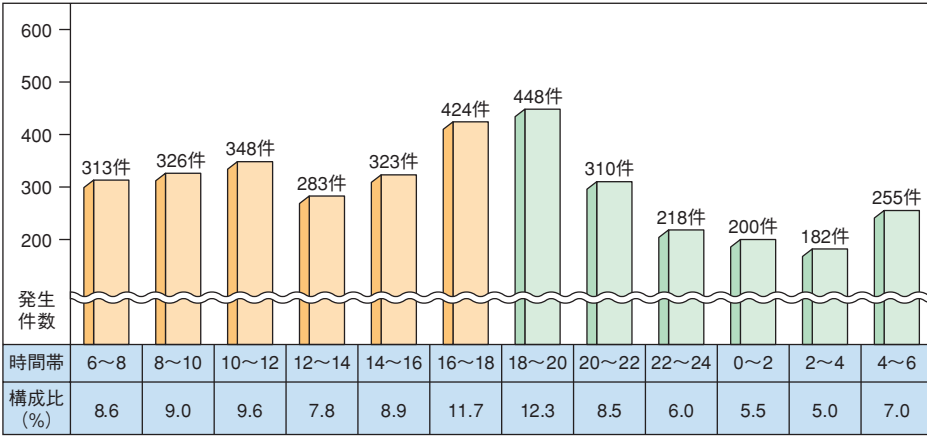


1 交通事故の特徴

(1) 発生時間帯

死亡事故は16時から20時の時間帯に多く発生しています。この時間帯に多発しているのは、昼間に比べて運転に必要な情報がとりにくく、認知判断が遅れること、交通量が少なくなって速度を出しやすく、また、注意力が散漫になることなどが原因としてあげられます。

死亡事故の時間帯別発生状況（件数）（平成29年）



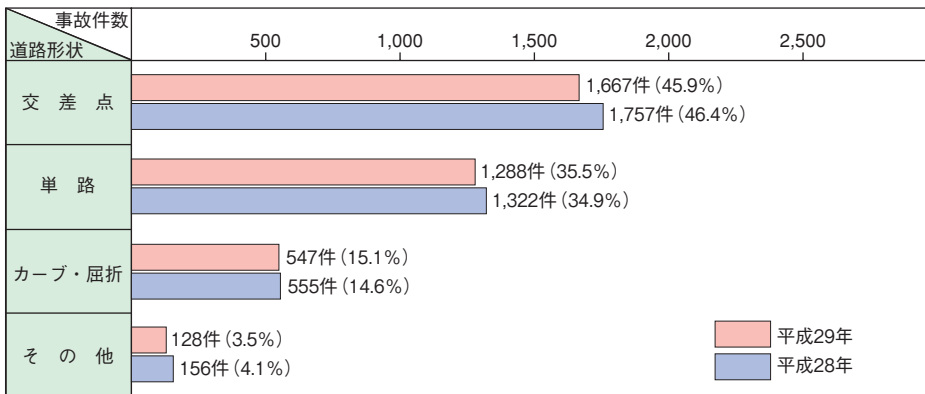
(2) 発生場所

死亡事故は交差点とその付近で最も多く発生しています。交差点は上り下りの交通だけでなく、左右の交通も加わり、また、車両や歩行者が交わりあい、他の交通とかわりあいながら通行する場所だからです。

これについて単路の事故が多くなっています。単路は速度を出しやすいこと、無謀運転をしがちなことなどが関係しています。

つぎにカーブ・屈折地点が続きます。速度の出しすぎやハンドル操作のミスなど、安全を無視した運転が原因となっています。

死亡事故の道路形状別発生状況（件数）

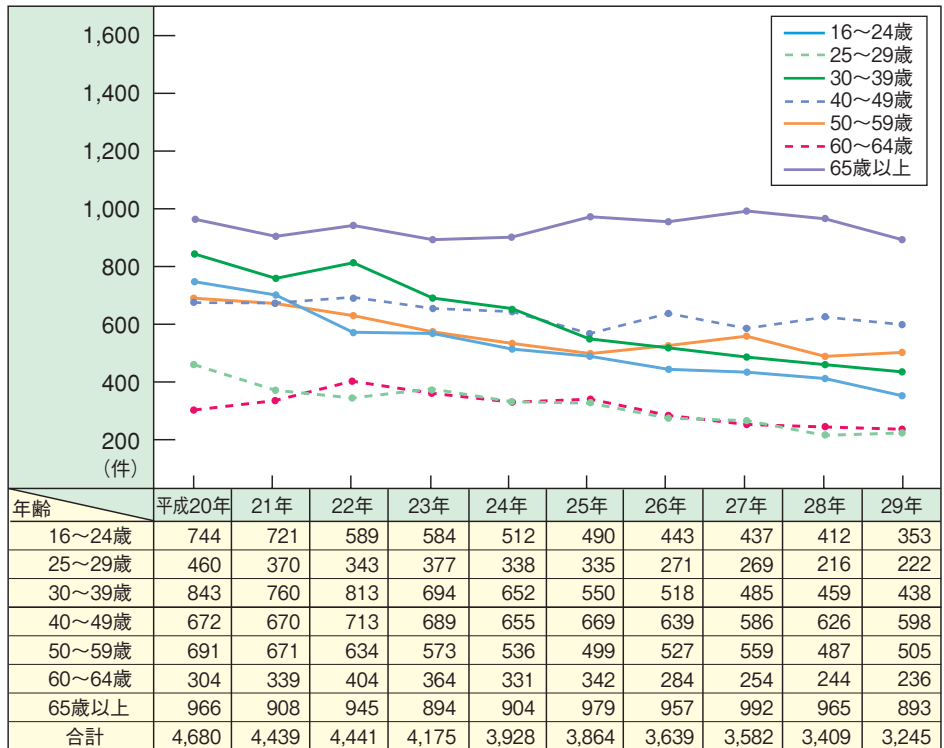


(3) 運転者の年齢

死亡事故件数を年齢層別に見ると、高齢者が最も多く、ついで40歳代、50歳代の順に多くなっています。前年と比較すると、高齢者が最も減少しました。

若者の運転による死亡事故は、昭和50年代半ばから増加傾向にありましたが、平成2年（3,828件）をピークに減少に転じ、その後はほぼ一貫して減少し、10年間で3分の1以下となり、17年には30歳代を下回りました。一方、高齢運転者による死亡事故は、運転免許保有者数が10年間で約1.8倍に増加していることなどを背景に、依然高い水準にあり、20年以降連続して最大の年齢層となりました。中でも75歳以上は、より高い水準にあります。

年齢層別第一当事者（原付以上運転者）の死亡事故件数の推移



若年運転者の死亡事故を見ると、とくに正面衝突、出会い頭の事故が目立っています。無謀な運転をしたり、漫然とした運転をしたりする傾向があることが関係していると考えられます。

(4) 運転経験

運転経験別に見ると、経験年数が短い人ほど事故を起こす割合が高くなっています。これは、危険を予測する能力や安全運転をしようとする心構えが十分でないからといえます。

(5) 法令違反

死亡事故の要因となった法令違反の中では、漫然運転が最も多く、ついで運転操作不適、脇見運転の順になっています。しかし、若年運転者では漫然運転や運転操作不適のほか最高速度違反が、高齢運転者では運転操作不適が多くなっています。いずれも運転者の心構えと、ちょっとした注意や危険予測で防げるものです。

要因別死亡事故発生状況 (第一当事者) (平成29年)

構成比 (%)	5	10	15	20
違反態様				
漫然運転	16.8% (545件)			
運転操作不適	13.2% (429件)			
脇見運転	12.1% (393件)			
安全不確認	11.2% (365件)			
歩行者妨害等	7.3% (238件)			
通行区分	5.5% (180件)			
交差点安全進行	5.2% (169件)			
最高速度	5.0% (162件)			
信号無視	3.9% (126件)			
一時不停止	3.3% (107件)			
優先通行妨害	2.7% (88件)			
安全速度	2.6% (84件)			
動静不注視	1.9% (62件)			
追越し	0.7% (22件)			
徐行	0.6% (19件)			
酒酔い運転	0.6% (18件)			
過労運転	0.6% (18件)			
横断・転回等	0.5% (17件)			
その他	6.3% (205件)			

2 二輪車の露出性と傷害

二輪車は、全身が常に外部にさらされているため、事故を起こした場合は重大事故となる危険性が非常に高くなります。

(1) 服装など

- ㊶ 体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。
- ㊷ 他の運転者から見て、よく目につきやすいものを着るようにしましょう。
- ㊸ げたやサンダルなど、運転の妨げになる履き物をはいて運転してはいけません。
- ㊹ 夜間は、反射性の衣服または反射材のついた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。
- ㊺ 同乗者についても同様です。



(2) ヘルメットの着用

- ㊶ 乗車用ヘルメットをかぶらないで、自動二輪車や原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない人を乗せて自動二輪車を運転してはいけません。
二輪車（原動機付自転車を含む）に乗っていて、事故で死亡した人の多くは、頭部のけがが致命傷となっています。
- ㊷ 乗車用ヘルメットは、PS (C) マークかJISマーク*1のついたものを使い、あごひもを確実にしめるなど正しく着用しましょう。
工事用安全帽は、乗車用ヘルメットではありません。

*1

PSCマーク



JISマーク

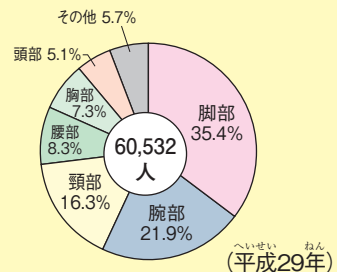


Pick up ピックアップ

交通事故による二輪運転者の傷害部位（全傷害）

脚部の負傷に注意

事故によるけがで最も多いのは、脚部（足）です。万一転倒した場合は、車両に巻き込まれないようにしましょう。



3つの責任

① 民事上の責任

交通事故の裁判で、近年ではつぎのような高額な損害額を認めた例があります。

交通事故の高額判決例（人身事故）

認定総損害額	裁判所	判決日	事故日	被害者	被害態様
5億2,853万円	横浜地裁	2011.11.1	2009.12.27	男41歳 眼科開業医	死 亡
3億9,725万円	横浜地裁	2011.12.27	2003.9.14	男21歳 大学生	後遺障害
3億9,510万円	名古屋地裁	2011.2.18	2007.4.13	男20歳 大学生	〃
3億8,281万円	名古屋地裁	2005.5.17	1998.5.18	男29歳 会社員	〃
3億7,886万円	大阪地裁	2007.4.10	2002.12.11	男23歳 会社員	〃
3億7,370万円	東京地裁	2014.8.27	2010.7.20	男7歳 小学生	〃
3億6,750万円	大阪地裁	2006.6.21	2002.11.9	男38歳 開業医	死 亡
3億6,551万円	仙台地裁	2009.11.17	2004.1.21	男14歳 中学生	後遺障害
3億5,978万円	東京地裁	2004.6.29	1997.4.24	男25歳 大学研究科在籍	〃
3億5,618万円	名古屋地裁	2012.3.16	2007.10.26	男25歳 美容室店長	〃

交通事故の高額判決例（物損事故）

認定総損害額	裁判所	判決日	事故日	被害物件
2億6,135万円	神戸地裁	1994.7.19	1985.5.29	積荷（呉服・洋服・毛皮）
1億3,580万円	東京地裁	1996.7.17	1991.2.23	店舗（パチンコ店）
1億2,036万円	福岡地裁	1980.7.18	1975.3.1	電車・線路・家屋
1億1,798万円	大阪地裁	2011.12.7	2007.4.19	トレーラー
1億1,347万円	千葉地裁	1998.10.26	1992.9.14	電車
6,124万円	岡山地裁	2000.6.27	1996.9.26	積荷
4,141万円	大阪地裁	2008.5.14	1999.9.25	積荷
3,391万円	名古屋地裁	2004.1.16	2001.3.9	大型貨物車・積荷
3,156万円	東京地裁	2001.12.25	1999.11.5	4階建ビル
3,052万円	東京地裁	2001.8.28	1999.5.16	店舗（サーフショップ）

（一般社団法人 日本損害保険協会資料による）

② 刑事上の責任

自動車の運転上必要な注意をおこたり、人を死傷させた場合には「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の過失運転致死傷罪で7年以下の懲役または禁錮に処せられることがあります。

ただし、アルコールや薬物の影響で正常な運転ができない状態での運転や、通行禁止道路（歩行者専用道路や高速道路の逆走など）での危険な速度での運転など、悪質・危険な運転で人を死傷させた場合には危険運転致死傷罪が適用され、人を死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役、負傷させた場合は15年以下の懲役に処せられます。

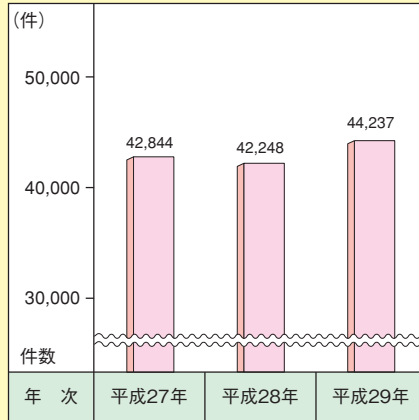
また、アルコールや薬物または意識障害をもたらす病気などの影響がある状態で運転し、正常な運転ができなくなって人を死亡させた場合は15年以下の懲役、負傷させた場合には12年以下の懲役に処せられます。

なお、無免許運転の場合はさらに刑罰が加重されます。

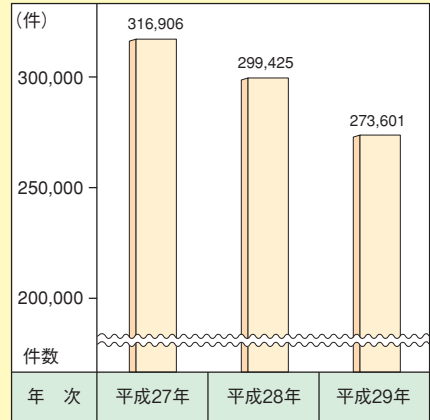
③ 行政処分

平成29年中の運転免許の取り消し件数は44,237件、停止件数は273,601件です。運転免許の取り消しに伴う欠格期間（免許を受けることができない期間）は、1年から10年までとされているほか、運転免許を取り消された人が運転免許を再取得しようとする場合は、取消処分者講習を受けなければなりません。運転免許の停止については、30日から180日までの処分日数があります。

運転免許の取り消し件数



運転免許の停止件数



※ 初心取り消し、病気等および重大違反 唆し等による取り消しを含み、申請取り消しを除く